

関連資料

文教地第170号
平成8年4月25日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長 殿

文部省教育助成局長
小林敬治

教員採用等の改善について（通知）

教員採用等については、かねてから各教育委員会において、その改善に努めておられるところですが、近年の教員採用の状況や学校教育上の課題の変化に適切に対応するため、教員採用等の改善をさらに進めることが求められております。

このことにかんがみ、文部省においては、関係者の協力を得て、教員採用等に関する調査研究を行ってきましたが、このたび、別添のとおり、「審議のまとめ」がなされたところであります。

同まとめにおいては、人物評価を重視する方向に採用選考の在り方をより一層移行させ、選考方法の多様化、選考尺度の多元化を図ることを求めており、その観点に立った具体的改善方策を提言しているところであります。

については、貴職におかれでは、同まとめの趣旨を参考に、下記の事項に留意の上、教員採用等の改善を一層積極的に進められるようお願いします。

記

1. 教員採用等の改善の基本方向について

ア 学校教育における指導の在り方の質的变化や生徒指導上の諸問題に適切に対応するため、学校には様々な資質能力や体験を持つ人材が求められており、必ずしも知識の量のみにとらわれず、個性豊かで多様な人材を幅広く教員として確保していくことが必要であること。

イ このため、筆記試験の成績を重視するよりも人物評価重視の方向に採用選考の在り方を一層移行させ、選考方法の多様化、選考尺度の多元化の観点から、教員採用等について積極的な改善を図っていくことが必要であること。

2. 採用選考方法の改善について

(1) 選考における評価の在り方

選考における評価については、知識の量の多い者や記憶力の良い者のみが合格しやすいものとならないよう配慮し、教育者としての使命感、豊かな体験に裏打ちされた指導力など受験者の資質能力を多面的に評価するよう人物評価重視の観点に立ち、その在り方を一層改善すること。

その際、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動や大学等における諸活動の実績などを評価する選考方法の改善を一層進めるとともに、その有効な評価の在り方について検討すること。

また、民間企業経験者や教職経験者について、その社会経験を適切に評価する選考方法を検討すること。

なお、選考における評価の在り方の改善を行う場合、次の事項にも配慮すること。

ア 筆記試験の比重の置き方

筆記試験とその他の選考方法の比重の置き方の見直しについては、学校種別ごとの特性を十分に踏まえ、例えば、二次試験の選考において一次試験の筆記試験の結果を評価に入れないこと、筆記試験で一定程度の成績を修めた者の

中から、面接・論文試験の成績上位者、スポーツ活動等の諸活動の実績や社会経験を評価して採用することなどの方法が考えられること。

イ 教育実習の評価

人柄や意欲、教員としての実践的指導力を見極めるため、教育実習校における評価を含めた教育実習の評価を採用選考に活用することが有効であると考えられること。

このため、大学等教員養成機関や教育実習校との連携を密にして、教育実習の実施時期をできるだけ早くすることやその評価をできるだけ客観的なものとするよう工夫するなど、条件を整備するとともに、その条件整備の状況を勘案しつつ、教育実習の評価を選考における判断の資料として活用するよう努めること。

ウ 大学等からの推薦

人物評価を多面的に行うため、受験者の出身大学から人物等に関し推薦状を受けたり、あるいは、社会活動の実績がある者について当該関係機関から活動の期間、内容等に関し推薦状を受けるなど、受験者の人柄や能力をよく知る者からの推薦を選考の一つの判断資料とする方法も考えられること。

エ 受験年齢制限の緩和

教員に豊かな体験を有する多様な人材を確保するため、教員の年齢構成の現状などの実情を踏まえつつ、受験年齢制限の緩和を図るよう努めること。

（2）定員を区分した選考の実施

選考における尺度の多元化を図り、受験者の資質能力を様々な側面から評価していくための方法として、（1）で示した事項に加え、採用選考合格者の枠を区分して複数の尺度に基づく異なる選考方法を実施することを検討すること。

このため、例えば、合格定員の一部ごとに筆記試験や面接試験等の比重の置き方を変えたり、論文試験・実技試験等各種選考方法のうち特に重視する部分を設けたりすることや諸活動の実績や社会経験等を評価した選考について定員を区分した選考を実施することが考えられること。

また、スポーツ、文化の分野において特に秀でた技能・実績を有する者など特定の者に対する特別選考の導入も検討すること。

(3) 試験問題、面接方法の改善等

試験問題、面接方法等については、次の事項に留意して、更にその改善に努めること。

ア 試験問題

筆記試験の試験問題については、知識の量、記憶力を問うものや、過度に高度な専門的知識を問うものに偏らず、広く教員として求められる資質能力を見極めることが可能な良問を継続的に作成するよう努めること。

イ 面接試験

面接試験については、面接機会の複数化や面接時間の十分な確保を図るほか、特定の課題に対する意見発表、集団討論の実施等一層の工夫改善に努めること。

また、面接に当たっては、多様な構成により、幅広い観点から面接を行える者を確保するとともに、面接者に対しては、面接の手法や技術についての研修を実施するなど、人物評価に関する能力を高めるよう努めること。

ウ 実技試験等

実技試験については、例えば、英語に関するコミュニケーション能力や理科の実験指導、職業に関する教科の実習指導など指導力を適切に評価するための試験の導入も進めること。

また、教員としての実践的指導力を適切に評価するため、模擬授業や指導案の作成などを、多様な選考方法の一つとして導入するよう配慮すること。

3. 教員採用を実施する上での体制等の整備

(1) 採用スケジュールの早期化

募集・選考・内定の時期等、採用スケジュール全体の早期化に一層努めること。

特に、採用内定時期については、就職協定等企業と大学等との間の取り決めの趣旨に留意しつつ、できる限り早い時期とするよう努めるとともに、段階的に内定通知を行うなど、早期に内定を行う者の比率を高めるための内定方法の工夫について配慮すること。

（2）採用者数平準化のための計画的教員採用・人事

教員に優秀な人材を確保し、年齢構成に配慮していくためには、できるだけ採用者数の平準化を図ることが必要であり、このため、中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に分析・把握した計画的な教員採用・人事を行うよう努めること。

その際、学校種別ごとの採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮すること。

（3）広報活動の充実、選考方法等についての情報提供

ア 教員の具体的職務内容や教員に採用された者の体験談などを知る機会を提供するなど、教員へ優秀な人材を確保するための広報活動をより一層充実していくこと。

イ 選考方法、日程等採用選考試験に関する情報については、募集パンフレットや大学での説明会等において、詳細かつ早期に教職志願者に提供するよう配慮すること。

（4）教員採用等の改善についての調査検討体制の整備

ア 試験問題作成の継続的な取組、面接担当者の確保と資質の向上等を含め、採用選考方法の改善方策については、継続的に調査、検討を行っていくことが必要であること。

改善に当たっては、それぞれの選考方法に関し、その判定と採用後の勤務実績等の関係などの実証的な分析を行い、その結果をもとに更に選考方法の改善を行っていくことが望ましいこと。

特に適性検査については、そのより効果的な活用に資するため、判定結果の有効性について研究していくことが必要であること。

イ 教員採用等の改善に関する情報収集、分析や調査検討を組織的・継続的に行うための体制整備に一層努めること。

4. その他留意すべき事項

(1) 教員養成機関と教育委員会の連携

ア 教員養成機関で培われた資質能力を教育委員会が採用選考で適切に評価し、一方、教員養成機関が学校運営の実状を一層理解していくためには、教員養成機関と教育委員会の定期的な協議の場を充実させ、両者が十分連携することが必要であること。

このため、既に実施されている教員の資質向上連絡協議会の場を積極的に活用するなどの方法が考えられること。

その際、採用選考試験の方法、教育実習の在り方、教員採用に係る中長期的な需要動向等について、意見交換・協議を継続的に行うよう配慮すること。

イ 教員養成機関と教育委員会が連携協力を深めるための方策として、教育研修センターの講師としての大学教員の活用、大学の講師としての公立学校教員の派遣協力、教員養成に關係する大学院の講座等を教育委員会の主催する各種研修の計画に組み入れることなども考えられること。

また、教員養成機関と教育委員会との連携協力により、学生と児童生徒が直接触れ合う機会や、学校運営の実情を学生に体験させる機会を設けることにも配慮すること。

(2) 身体に障害のある者への配慮

身体に障害のある者について、単に障害があることのみをもって教員採用選考において不合理な取扱いがなされることのないよう、選考方法上の工夫など適切な配慮を行うとともに、その工夫の内容等について広く教職を目指す者が了知しうるよう広報周知に努めること。

「教員採用等の改善について(審議のまとめ)」(平成8年4月5日 教員採用等に関する調査研究協力者会議)は、文部科学省ホームページに掲載しています。

トップ>教員の免許、採用、人事、研修等>公立学校教員採用選考>教員採用に関する参考資料
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1256680.htm

平成 11 年 12 月 10 日 教育職員養成審議会第 3 次答申 「養成と採用・研修との連携の円滑化について」（抄）

III 採用の改善

2. 改善の方向

- 教員の採用については、多面的な人物評価を積極的に行う選考に一層移行することが必要である。
- 採用側において、採用選考に当たり重視する視点を公表することにより、求める教員像を明確化することが必要である。
- 条件附採用制度の一層の運用の改善を図ることが必要である。

3. 具体の方策

(1) 採用選考の多面化

例えば、大学の新規学卒者・大学院修了者、教職経験を有する者、民間企業等の勤務経験を有する者等について、それぞれに応じた採用選考の方法及び評価基準を設定することを検討するなど採用選考の一層の多面化を図る必要がある。

得意分野を持つ個性豊かな多様な教員を採用し、教員の多様な人材構成を図るため、採用選考を多面化し、例えば、大学の新規学卒者及び大学院修了者（以下「新規学卒者」という。）、教職経験を有する者、民間企業での勤務経験を有する者等について、それに応じた採用選考の方法及び評価基準を設定することを検討することが必要である。また、志願者の得意分野を考慮した採用選考を行うため、面接において得意分野や重点履修分野について詳しく聴取するなど、小論文や面接等において自己アピールを求めたり、全員同一課題ではなく、複数の課題の中から得意なものを選択する実技試験を実施するなど、採用選考の方法を工夫することが望まれる。

① 新規学卒者の採用選考

新規学卒者の採用選考については、試験方法の多様化、重点化を図る必要があり、学力試験については一定の水準に達しているかどうかを評価するために活用することとし、その水準に達した者については、大学の推薦、教育実習・養護実習の評価、得意分野、ボランティア活動の実績等を選考のための資料として活用し、多様な人材の確保を図る仕組みを工夫することが必要である。

② 教職経験や民間企業等の勤務経験を有する者の採用選考

教職経験や民間企業等の勤務経験を有する者については、選考において知識・技能が一定の水準に達していることを測るほかは、一般的な学力試験を課さず、教職経験の実績、民間企業等での勤務経験に基づいた専門的能力・識見を適切に評価するなど、新規学卒者とは別途の方法により選考を行う仕組みを工夫することが必要である。なお、民間企業等の勤務経験を有する者の採用を一層促進する観点から、任命権者の判断により、一定の採用枠を設けた選考を実施することも有意義である。

③ 実技試験の充実及び資格試験等の活用

今後の国際化・情報化の進展する社会で必要とされる資質能力にかんがみ、外国居住や海外留学の経験等を考慮したり、情報リテラシーを有する者の採用を促進する観点から、教員採用選考試験においてパソコンの実技試験を実施するなどの工夫について検討することが必要である。

また、近年、例えば外国語教員採用選考の実技試験として、リスニングはもとより、スピーチ、グループディスカッション、ディベート等を実施する教育委員会も見られるところであり、このような選考を一層徹底するとともに、筆記試験結果に加え、TOEFL や TOEIC、実用英語技能検定等のスコア等を考慮するなど、外国語教員の採用選考に際しては、実践的なコミュニケーション能力の評価を適切に行うことと検討することが必要である。

さらに、例えば、高等学校の工業・商業等の教科の教員採用選考において、情報処理技術者試験や日商簿記検定試験等の合格を考慮に入れることを検討することが必要である。

養護教諭については、救急処置や心や体の健康観察及び健康相談活動の方法等についての能力の評価が適正に行われるよう検討することが必要である。

(2) 採用選考の内容・基準の公表

教育委員会が求める教員像を明らかにするとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要である。

教員志願者、教育関係者、地域住民等に教育委員会が求める教員像を明らかにして、各学校や地域のニーズに対応した適格な教員の確保を促進するとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要である。

その際、教員採用が競争試験ではなく選考であることにかんがみ、学力試験問題、論文課題のみを公表するのではなく、実技試験及び面接試験等の他の試験・課題のおよその内容、各試験の比重や配点の目安を公表して、採用選考試験全体の情報公開を進め、これらにより教育委員会が求める教員像の全体を明確に示すよう工夫を講じることが望まれる。

(3) 良質な学力試験問題の研究開発

教員採用試験における一般の学力試験については、教員として最小限修得しておくべき基本的な事項に係る問題など良質なものであることが必要であり、良質な学力試験問題をより効率的に研究開発するため、都道府県教育委員会等が共同して学力試験問題の研究開発を行う方策について検討することも必要である。

教員採用試験における一般の学力試験については、教員の一定の水準を担保する観点から、志願者が一定の知識等の学力を持っていることを確認する趣旨で行われるものであり、教員として最小限修得しておくべき基本的な事項に係る問題など良質なものであることが必要である。

このため、都道府県教育委員会等において、良質な学力試験問題の研究開発や作成のための体制を整備し、例えば、試験問題の研究開発や作成、試験の実施を各都道府県等の人事委員会と共同で行うなどの方策を検討することが望まれる。

また、良質な学力試験問題をより効率的に研究開発するため、都道府県教育委員会等が共同して学力試験問題の研究開発を行う方策について検討することも必要である。

なお、良質な学力試験問題の研究開発に際しては、第1次答申で指摘した養成段階で特に教授・指導すべき内容の範囲を踏まえたものになるようにする観点からも、教

員養成大学・学部等を中心に大学との連携を図るよう努めることが必要である。

採用選考の学力試験問題に、障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する問題を含むように、試験問題の研究開発や作成において努めることも必要である。

(5) 障害者の受験に対する配慮

多様な人材を確保する観点から、教員を志望する障害者の受験に対する配慮が必要である。

多様な人材を確保する観点から、例えば、点字での試験問題の作成や手話による面接等の実施により受験の機会の拡大を図るなど、教員を志望する障害者の受験に対する配慮が必要である。

文教教第245号
平成12年2月2日

各都道府県教育委員会 殿
各指定都市教育委員会

文部省教育助成局長
矢野重典

教員の養成と採用・研修との連携の円滑化について（通知）

各教育委員会におかれでは、教員の採用及び研修について、かねてより、その改善充実に努めておられるところですが、教育改革の大きな進展の中で、今日、学校教育の担い手となる教員の資質能力の在り方が改めて問われ、その向上のための施策をこれまで以上に進めていく必要があるものと考えられます。

このような観点から、教育職員養成審議会においては、新たな時代に向けた教員養成の改善方策について、3年間にわたり調査審議が行われてきたところであり、御案内のように、去る平成11年12月には、第3次答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」がとりまとめられたところです。

同答申においては、教員の採用について、多面的な人物評価を行う選考に一層移行するとともに、採用選考に当たり重視する視点の公表などにより求める教員像を明確化すること、研修については、個々の教員の自発的・主体的研修意欲に基づいた研修を奨励しそのための支援体制の整備を図ること、初任者研修等の一層の充実を図ること、職務研修を精選するとともに今日的な観点から内容・方法等の見直しを図ること、教員の民間企業等における社会体験研修を一層充実すること、教員養成に携わる大学と教育委員会との連携については、養成・採用・研修の改善を図るために具体策を策定・実施する取組を通じて一層連携を深める方策を都道府県段階等で検討することなど、教員の生涯にわたり継続的にその資質能力の向上を図るための具体的な方策が示されております。

つきましては、貴委員会におかれでは、教員の資質能力が教育改革の成否を大きく左右することに改めて御留意いただき、上記答申中の具体的改善方策等を参考に、教員採用の改善、教員研修の見直し、教員養成に携わる大学との連携方策の充実等に係る取組について、積極的に対応されるようお願いします。また、併せて域内の市区町村教育委員会にも上記答申の趣旨の徹底を図られるようお願いします。

平成14年2月21日 中央教育審議会答申
「今後の教員免許制度の在り方について」（抄）

III 特別免許状の活用促進

4. 特別免許状の活用促進のための具体的方策

(2) 運用面での改善

① 社会人特別選考の実施の促進

各都道府県・指定都市の教員採用選考試験においては、現在、ほとんどの県市で教員免許状の所有を前提とした選考を実施しており、教員免許状を持たない社会人にとて教員採用の門戸はほとんど開かれていない。また、教員免許状を所有する社会人向けに、大学卒業後すぐに教職に就かず民間企業等に就職した者を対象とした社会人特別選考を実施している都県が存在するが、この場合、通常、教職の専門性を見るための学力試験が実施されている。仮に教員免許状を有する新卒者と同じ試験を社会人に対して実施した場合、社会人がたとえ教職に対する意欲、適性を有していたとしても、採用試験に合格することは非常に困難と考えられる。

このため、都道府県教育委員会等においては、社会人活用を促進するため、新卒者とは別の、例えばその者の民間企業等での勤務経験を適切に評価するような、社会人特別選考の実施を促進すべきであり、また、その中で教員免許状を持たない社会人に特別免許状の授与を前提とした特別選考の実施を検討すべきである。

17文科初第1183号
平成18年3月31日

各都道府県教育委員会教育長

各指定都市教育委員会教育長

殿

各都道府県知事

附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭谷眞美

「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」における教員採用、
教員評価等に係る運用上の工夫及び留意点について（通知）

平成17年12月22日に、政府の「規制改革・民間開放推進会議」が取りまとめた「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」において示された「具体的施策」については、最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとの閣議決定が行われました。

同答申においては、下記1. 及び2. のとおり、教員の質の向上を目指した免許・採用制度及び教員評価制度の改革について提言されていることから、関係者の皆様にお知らせすることとしました。各位におかれましては、地域の実情等に応じて、別紙資料も参照しつつ、下記の事項にご留意いただくようお願いします。

あわせて、都道府県教育委員会におかれでは、域内の市区町村教育委員会に対し、この通知の内容について周知願います。また、都道府県知事部局におかれでは、域内の私立学校に対し、この通知の特別免許状に関する内容について周知願います。

なお、特別免許状の活用については、私立学校、国立学校においても十分ご留意いただくようお願いします。

記

1. 免許・採用制度改革～社会人経験者を含む多様な人材の確保・活用に向けて～

(1) 免許状を有しない者の採用選考の拡大

○ 教員免許状を有する者を対象とする採用選考に加え、より多様な人材を学校教育に確保・活用するための方策として、教員採用選考において、教員免許状を有しない者も対象とし、合格した者には特別免許状を授与することを前提とした特別選考の積極的な活用に努めること。

なお、平成17年度教員採用選考試験において、すでにいくつかの県で特別免許状の授与を前提とした特別選考（別紙1参照）が実施されているが、他の都道府県・指定都市又は学校法人等においても、積極的に上記の特別選考を活用されたい。

○ 特別免許状について、制度の趣旨等について広く周知し、その活用促進を図る観点から、各任命権者においては、教員免許状を有しない者に対する特別選考の実施状況等、採用選考の状況について広く公表するよう努めること。

○ 上記のような特別選考を実施する際には、幅広い多くの志願者が得られるよう、募集の趣旨等について、広く周知徹底に努めること。

(2) 特別免許状の活用の促進

下記の方途を講じることにより、特別免許状の一層の活用に努めること。

① 適任者の幅広い情報収集

○ 特定分野に秀でた能力を有する者の雇用が必要となった際に、推薦すべき者を迅速かつ適切に選出・雇用できるよう、日頃から幅広い発掘・把握に努めること。

その際、すでに、看護等の一部教科において教員免許状を有する者が不足している場合においては、適任者の情報収集等を行っている場合もあるが、非常勤講師の登録等を参考に、校長等の任命権者・雇用者以

外の第三者からの推薦を活用するなど、免許状を有しない者に関する情報収集・把握に努めること。

② 授与権者と任命権者又は雇用者との間における教育職員検定に係る事務手続きの事前取決め

- 採用選考を実施し、その合格者に対して教育職員検定を実施する場合には、(ア) 採用選考時の提出書類をもって教育職員検定時の書類に代えることができるとしていること、(イ) 教育職員検定の際に行われる学識経験者の意見聴取事項についてあらかじめ取決めを行い、採用選考時に事前に聴取するなど、授与権者と任命権者又は雇用者との間で教育職員検定に係る事務手続きの事前取決めを行い、事務手続き上の負担を軽減することにより、特別免許状の活用促進に努めること。
- 特に私立学校においては、教員免許状を有しない志願者が、特別免許状の授与の申請が負担となることによって、事実上不利に扱われることのないように配慮するよう努めること。

なお、特別免許状授与のための教育職員検定を実施する際には、受検者の人物、学力、実務及び身体について、適切な検定を行うことが前提であることは変わらない。

③ 他県の特別免許状を有する者に対する教育職員検定の弾力化

- 他県における勤務実績等の書類をもって、教育職員検定の際の提出書類等を一部免除するなど、他県の特別免許状を有する者に対する教育職員検定についての弾力的な取扱いに努めること。

④ 教育職員検定の透明性の確保

- 教育職員検定については、学識経験者からの意見聴取を含め、教育職員検定の合否基準等を公表するなど、教育職員検定の透明性の確保に努めること。

⑤ 小学校教員における特別免許状の授与の促進

- 小学校教員における特別免許状については、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科又は事項について授与する

ことができる（教育職員免許法第4条第6項第一号）こととなっているが、平成17年4月1日現在までの授与件数は2件であり、小学校においても特別免許状の積極的な活用に努めること。

その際、それぞれの教科に関する優れた知識経験・技能等があり、要件を満たす者であれば、同じ者に対して複数の特別免許状の授与を行うことも十分に可能であるので、留意されたい。

（3）任期付き採用制度の活用

- 各地方公共団体においては、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）に基づき、任命権者の判断で教職員を任期付きで任用でき、資質の高い教員に関しては、その経験等を考慮して、改めて選考を行うことにより任期の定めのない任用を行うことができるものであること。

（4）教員採用における公正性の確保

- 教員の採用については、これまでも透明性・客観性が確保された採用選考を行うよう促しているが、受験者の関係者の中に、教育委員会関係者、学校関係者、自治体関係者などがいることが、採用に有利に働いているのではないかという懸念が一部にあることも念頭におきつつ、今後より一層、採用選考の透明性・客観性の確保に努めること。

その際、採用選考の客観性・公正性が損なわれることのないよう、それが求める教員像を明確にし、学力試験問題や採用選考方法・基準を公表するとともに、また、面接に当たっては、多様な構成により、幅広く公正な立場から面接を行える者を確保し、選考の過程で利害関係者による接触等を排除するなど、採用選考の透明性・客観性を高め、また厳正かつ公正な実施に努めることにより、教育に対する信頼の確保に努めること。

2. 教員任用・評価・待遇制度の改革～児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価の実現に向けて～

（1）児童生徒・保護者の意向を反映した教員評価制度・学校評価制度の確立

- 学校を設置・管理する教育委員会の相談体制を強化して児童生徒・保護者の教員に関する意見等を受け付け、それを教員評価に反映させる工夫を

するよう努めること。

- 校長は、学校評価の一環として実施する授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による具体的な評価結果を、教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会は学校教育の改善のため、それを適切に活用するよう努めること。

(2) 校長評価制度の確立

- 児童生徒・保護者は学校に対して満足しているか、学校の平均的な学力水準が向上しているか、学校選択制導入以降に児童生徒が増えているか、生徒指導の取組が適切であるかどうか等、学校管理能力など校長の能力や実績を任命権者が客観的に評価する仕組みを早急に確立するよう努めること。

(3) 条件附採用期間の厳格な制度運用

- 条件附採用制度については、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、上記2.(1)による評価等を踏まえ、その厳正な運用に努めること。

(4) 指導力不足教員を教壇から退出させる仕組みの確立

- 全ての都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、現在、構築されている指導力不足教員に対する分限処分等の必要な措置を講じる仕組みについて検証するとともに、取組が不十分な教育委員会においては、厳正な運用に努めること。
- 指導力不足教員のうち、分限処分とすべき教員を判定するための具体的で明確な運用の指針を任命権を有する教育委員会において策定すること。なお、別紙2「指導力不足教員に関する裁判事例」についても参考されたい。

平成17年度公立学校教員採用選考試験における 特別免許状の授与を前提とした社会人特別選考の実施例

【1 群馬県】

○ 社会人特別選考（平成16年度より）

（募集人員）一般選考の採用見込数に含める。

（受験資格）

- i. 一般選考と同じ受験資格（年齢要件を除く）を有する昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた者（満40歳以上50歳未満。一般選考は満40歳未満）。ただし、特別免許状の取得要件を満たす高等学校の農業、工業及び商業志願者は、普通免許状を要しない。
- ii. 現に民間企業等（ただし、公務員及び教育に関する事業を除く）に勤務する者で、平成17年3月末現在、継続して10年以上勤務し、出願する教科等に関する高度の専門的な知識若しくは技能又は勤務経験等を通して身に付けた優れた経営的能力を有する者

（選考試験）

第1次試験は、一般教養・教職に関する科目、小論文、実技試験及び面接を免除する。それ以外は一般選考と同じ。

【2 埼玉県】

○ 社会人特別選考〔高等学校〕（平成17年度より）

（募集人員）一般選考の採用見込数に含める。

（受験資格）

高等学校の看護受験者で、以下の全てに該当する者

- i. 一般選考と同じ受験資格を有する者（満51歳未満）。ただし、看護の高等学校教諭普通免許状を有しない場合には、合格内定後、特別免許状関係書類の提出を要する。
- ii. 高等学校卒業以上の学歴を有する者
- iii. 国公立及び民間病院等において看護師（助産師、保健師を含む）として通算5年以上の勤務経験を有し、その勤務経験により、出願する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められ、社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- iv. 教育職員免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者

（選考試験）

第1次試験を免除する。

【3 三重県】

○ 社会人特別選考〔高等学校、盲・聾・養護学校〕（平成17年度より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

- i. 一般選考と同じ受験資格（教員資格条件を除く）を有する者（満40歳未満。一般選考と同じ）

- ii. 高等学校の看護又は盲・聾・養護学校の自立活動教諭（肢体不自由教育）の志願者
- iii. 民間企業・官公庁等において、継続して5年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により出願する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- iv. 社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者
- v. 教育職員免許状を有しない者

(選考試験)

一般選考と同じ試験の他、特別免許状を授与するのに必要な要件を満たすか否かの審査を行い、また第2次試験では作文も実施する。

【4 奈良県】

○ 社会人特別選考〔高等学校〕（募集のある年度のみ実施）

（募集人員）一般選考の採用見込数に含める。

（受験資格）

公立学校以外の事業所等において現に職を有する社会人であり、かつ以下に該当する者

- i. 一般選考と同じ受験資格（年齢条件を除く）を有する昭和30年4月2日以降に生まれた者（満50歳未満。一般選考は満40歳未満）。ただし、相当の普通免許状を所有しない場合は、以下の条件全てに該当する者。
 - ア 学士の学位を有する者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者
 - イ 担当教科に関する専門的な知識・経験及び技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

※ この場合、合格後に特別免許状申請の手続が必要

- ii. 高等学校の工業（電気（情報系を含む））受験者

(選考試験)

出願時に自己推薦文（2,000字以内）を提出する。それ以外は一般選考と同じ。

【5 香川県】

○ 社会人特別選考（平成9年度より）

（募集人員）一般選考の採用見込数に含める。

（受験資格）

- i. 一般選考と同じ受験資格（年齢条件を除く）を有する昭和30年4月2日以降に生まれた者（満50歳未満。一般選考は35歳未満）。ただし、特別免許状の授与資格を有する場合に限り、当該普通免許状の取得又は取得見込みがなくとも受験できる。
- ii. 中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校の志願者のうち、民間企業等（教育の事業を除く）において通算5年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により、出願する教科・科目に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められ、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者。

(選考試験)

第1次試験の筆記試験（総合教養）を免除する。ただし、出願教科・科目に関連した勤務経験についての内容を含む2,000字以内の自己アピールの作文を出願時に提出する。

(別紙 2)

指導力不足教員に関する裁判事例

○東京都江東区小学校教諭慰謝料請求上告事件

(平成 16 年 3 月 9 日最高裁)

○宮城県多賀城市立小学校教諭研修命令取消請求控訴事件

(平成 15 年 6 月 6 日仙台高裁)

○東京都江東区立小学校教諭慰謝料請求上告事件<概要>

平成16年3月9日 最高裁判所
(平成15年12月24日 東京高裁)
(平成15年7月11日 東京地裁)

<事案の概要>

東京都江東区立A小学校の教諭が、指導力不足、誤指導、生徒や保護者からの不信等を理由として、東京都教育委員会の「指導力不足に係る教員の取り扱いに関する要綱」に基づき江東区教育委員会から指導力ステップアップ研修を命じられたことに対して、区教委が発令した研修命令は違法であり、これにより精神的苦痛を被ったとして国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償を請求した事案。

<判決要旨>

上告することが許される事由に該当しない。

【原審（東京高裁）における争点】

1. 事実誤認について

教諭は、体育、水泳指導、林間学校、運動会における指導、授業中の指導力不足等について、校長等の供述等をそのまま採用するなど事実認定が誤っていると主張。

2. 手続的違法について

教諭は、校長が区教委に提出する申請書を見る機会や反論する機会を与えられていないこと、また、都の判定委員会も非公開であり、判定の基準・過程とも不透明であること、また、研修命令に対する異議申立ての権利も認められていないことなどが手続的に違法であると主張。

【判決（抜粋）】

1. について

「認定事実は関係各証拠に照らし、相当と認められるものであって、これを非難する控訴人の主張は採用できない。」

2. について

「控訴人は、研修命令の発令までに校長が区教委に提出する申請書を見る機会を与えられなかったことから、これに反論する機会もなく、その評価の客観性を判断することもできないとか、判定委員会も非公開であり、判定の基準・過程とも不透明であって、研修命令に対し、異議申立ての権利さえ認められていないと主張する。」

しかしながら、研修命令は、職務命令の一種に過ぎず、控訴人の身分、給与等に異動を生じさせるものではない（弁論の全趣旨）から、その取消しを求めるなど異議申立ての権利が認められていなくとも本人の公務員としての権利義務に影響はなく、不利益を与えるものではない。また、本人の資質、能力についての評価に対し、反論する機会がないことに不満があるとしても、この評価とこれに対する反論につきどのような手続を設けるかは、それぞれその事柄の性質に応じて制度設計を考えるべきものであり、本件において控訴人の主張するところによつても、研修命令が手続的に違法となるものではないと解すべきである。」

※ 判決文中の「控訴人」とは、本件で訴訟を提起した教諭を指す。

○宮城県多賀城市立小学校教諭研修命令取消請求控訴事件<概要>

平成15年6月6日 仙台高裁
(平成15年2月17日 仙台地裁)

<事案の概要>

平成14年4月に、多賀城市教育委員会から長期特別研修命令を受けた教諭が、研修命令は違法である旨を主張して、当該研修命令の取消を求めた事案。

<判決（抜粋）>

「 本件命令による研修期間は平成15年3月31日で満了し、現在、控訴人は、宮城県立A養護学校に勤務しており、本件研修を受講していないことは、当事者間に争いがない。」

上記事実によると、本件命令の効果は上記期間の経過によりなくなったものであり、また、本件命令による研修は、当該教員の職務に対する主体的意欲と児童生徒に対する指導力の伸長を促し、教育現場が抱える課題に適切に対応できる力量を高めることによって学校教育の向上・充実に資することを目的とする宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱に基づくものであって、本件命令ないしこれに基づく研修を受けたことを理由として控訴人を不利益に取り扱い得ることを認めた法令の規定はないから、行政事件訴訟法9条の規定の適用上、控訴人は、本件命令の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しないというべきである。そうすると、控訴人の本件訴えは不適法であり却下を免れない。」

※ 判決文中の「控訴人」とは、本件で訴訟を提起した教諭を指す。

平成 18 年 7 月 11 日 中央教育審議会答申
「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（抄）

II. 教員養成・免許制度の改革的具体の方策

5. 採用、研修及び人事管理等の改善・充実

(1) 採用の改善・充実

—確かな資質能力を前提とした採用の一層の改善・工夫—

今後、教員の採用においては、養成段階において育成される確かな資質能力を前提として、求める教員像をより明確かつ具体的に示すとともに、それに合致する者を採用するのに適した選考方法を工夫するなど、採用選考の一層の改善・工夫を図ることが必要である。

中長期的な視野から退職者数の推移等を的確に分析・把握した上で、計画的な採用・人事を行うことが重要である。また、採用スケジュール全体の早期化を検討するとともに、採用選考の受験年齢制限の緩和・撤廃、社会人経験者の登用促進、退職教員を含む教職経験者の積極的な活用等、多様な人材を登用するための一層の改善・工夫を図ることが必要である。

- 現在、教員の採用については、都道府県・指定都市の教育委員会において、人物評価を重視する方向で、採用選考の改善が進められている。今回、1. で述べたような教職課程の質的水準の向上を図るための取組を行うことにより、今後、養成段階で教員として必要な資質能力がこれまで以上に確実に育成されることとなる。このため、教員の採用においては、このような確かな資質能力を前提として、任命権者が求める教員像に照らして、より優れた資質能力を備えた人材を確保するための一層の改善・工夫を図ることが必要である。
- 具体的には、現在、都道府県・指定都市の教育委員会においては、平成 11 年の教養審第三次答申を踏まえ、採用選考に当たり、求める教員像を示すなどの取組が行われているが、今後は、より明確かつ具体的な形で求める教員像を示すことが必要である。また、こうした教員像に合致する者を採用するのに適した選考方法を工夫することが必要である。このため、面接試験や模擬授業、場面指導の実施等により、多面的な人物評価を一層充実することや、ボランティアやインターンシップ等の諸活動の実績を積極的に評価すること、教育実習や教職実践演習（仮称）をはじめとする教職課程の履修状況を適切に評価すること等について検討する必要がある。
- 今後、教員の大量採用時代を迎えることが見込まれることから、都道府県・指定都市の教育委員会においては、中長期的な視野から退職者数や子どもの数の推移等を的確に分析・把握した上で、計画的な採用・人事を行うよう努めることが重要である。また、量及び質の両面で優れた教員を確保するため、募集から採用内定に至る採用スケジュール全体の早期化を図るとともに、採用選考の受験年齢制限の緩和・撤廃、特別免許状や特別非常勤講師制度の活用による社会人経験者の登用促進、退職教員を含む教職経験者の積極的な活用、任期付任用制度の活用等、多様な人材を登用するための一層の改善・工夫を図ることが必要である。

20文科初第495号
平成20年7月10日

各都道府県教育委員会

殿

各指定都市教育委員会

文部科学省初等中等教育局長

金森越哉

教員の採用等における不正な行為の防止について（通知）

この度、大分県において、小学校の教員採用試験に関し、教育委員会事務局の職員及び校長等が贈収賄の容疑で逮捕、起訴されるという事件が発生し、その他にも校長等への昇任について金券の授受が行われているという報道がなされるなど、県教育界の教職員が多数関わる深刻な問題となっております。

このような問題が発生したことは、児童生徒や保護者、住民などの公教育に対する信頼を著しく裏切るものであり、極めて遺憾であります。

については、教育委員会における採用や昇任等の人事行政に関して、金銭の授受等の不正な行為が行われることのないよう、その在り方を十分に点検するとともに、関係職員の服務規律の維持を徹底し、保護者や住民の信頼を損なうことのないよう適正な人事行政の一層の確保をお願いします。

また、域内の市町村教育委員会に対しても、上記の旨を周知するよう併せてお願いします。

20初教職第22号
平成20年12月24日

各都道府県・指定都市教育委員会
教職員人事主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教職員課長
大木高仁

平成21年度「教員採用等の改善に係る取組事例」の送付について（通知）

このたび、平成21年度「教員採用等の改善に係る取組事例」を作成いたしましたので、御参考まで送付します。

教員採用等については、貴教育委員会において、「教員採用等の改善について」（平成8年4月25日付け文教地第170号、教育助成局長通知）、「教員の養成と採用・研修との連携の円滑化について」（平成12年2月2日付け文教教第245号、教育助成局長通知）等を踏まえ、採用選考の在り方を人物評価を重視する方向に、より一層移行させるよう、改善に取り組まれていると承知しております。

また、「教員の採用等における不正な行為の防止について」（平成20年度7月10日付け文科初第495号、初等中等教育局長通知）等を踏まえ、貴教育委員会において、教員採用等に対する児童生徒や保護者、住民などの信頼を得るべく、教員採用等の更なる改善を進めているものと承知しております。

貴教育委員会におかれでは、引き続き、下記の点を十分に留意し、教員採用等の改善を図られるようお願いします。

記

1. 不正防止のチェック体制や透明性の確保を図る観点から、採用試験の管理体制の整備、学力試験問題等の公表及び採用選考基準の公表に努めることなど、教員採用選考等の更

なる改善を進め、地域の保護者や住民から不正を疑われることのないよう適正性を確保すること。

2. 筆記試験は一定程度の水準に達しているかどうかの判断に用い、面接試験や実技試験等の成績、社会経験等を総合的かつ適切に評価することにより、人物を重視し、教員としての適格性を有する人材の確保に努めること。また、選考後においては、各選考段階について教育委員等による手順や手法等の点検とともに、判定結果と採用後の勤務実績等の関係などの実証的な分析などを行い、その結果をもとに更に改善に努めること。

3. 「「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」における教員採用、教員評価等に係る運用上の工夫及び留意点について」（平成18年3月31日付け17文科初第1183号、初等中等教育局長通知）も踏まえ、個性豊かで多様な人材を確保するため、特別免許状を積極的に活用し、教員免許状を有しない者も採用選考の受験を可能とするよう努めること。

また、民間企業等での勤務経験のある社会人や、スポーツ・文化、青年海外協力隊等国際協力の分野において特に秀でた技能・実績を有する者等に対する選考の実施に努めること。

さらに、資質の高い外国語科教員を採用するため、TOEIC、TOEFL、英検（例えば英検1級程度）など資格試験を活用することなど、採用選考の工夫について検討する必要があること。

4. 人柄や意欲、教員としての実践的指導力を見極めるため、大学等教員養成機関や教育実習校との連携を密にし、教育実習の評価を客観的なものにするなどの条件整備を図りつつ、教育実習校における評価を含めた教育実習の評価を選考の一つの判断資料として活用することに努めること。

5. 人物評価を多面的に行うため、受験者の出身大学や臨時の任用教員、非常勤教員等として勤務する学校の校長、社会活動の実績がある者について当該関係機関から推薦状を受けるなど、受験者の人柄や能力をよく知る者からの推薦を選考の一つの判断資料として活用することに努めること。なお、教職経験者の選考に当たっては、臨時の任用教員について優先権を与えることがないよう十分留意するなど、公平性、公正性、透明性の確保に努めること。

6. 豊かな体験を有する幅広い人材を確保するため、受験年齢制限の緩和を図るとともに、教員の年齢構成に配慮し採用者数の平準化を図るため、中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に分析・把握した計画的な教員採用・人事を行うよう努めること。その際、学校種別ごとの採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮するとともに、中長期的な採用見込み者数の見通しなどの情報提供に努めること。

7. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第81号）における衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会の附帯決議等を踏まえ、障害者の採用拡大に向けて、なお一層の取組を進めるよう必要な措置を講じること。特に平成19年10月31日付け厚生労働省発職高第1031001号により、厚生労働大臣から身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の適正実施について勧告を受けた教育委員会はもとより、法定雇用率を下回る教育委員会は、適切な実態把握と他の都道府県等の取組を参考にするなどして、教職員全体での計画的な採用の改善に努めること。

また、教職員のうち、教員の採用選考においては、障害を有する者を対象とした特別選考を行うなど、身体に障害のある者について、単に障害があることのみをもって不合理な取扱いがされることのないよう、選考方法上の工夫等適切な配慮を行うとともに、こうした配慮を実施することやその内容について広く教職を目指す者が了知できるよう広報周知に努めること。

なお、このことについては、文部科学省として、今後とも折りに触れてフォローアップ調査、ヒアリング等を継続的に実施する予定である。

8. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第5号）により、小学校の教育課程に外国語活動が追加されるとともに、平成21年度より外国語活動を教育課程に加えることが可能となっていることから、小学校の採用選考においても外国語活動に係る内容を盛り込むなど、外国語活動の追加に対応した教員採用の実施に努めること。

23文科初第1334号
平成23年12月27日

各都道府県教育委員会教育長
殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長
山 中 伸 一

教員採用等の改善について（通知）

教員採用等については、貴教育委員会において、「教員採用等の改善について」（平成8年4月25日付け文教地第170号、教育助成局長通知）、「教員の養成と採用・研修との連携の円滑化について」（平成12年2月2日付け文教教第245号、教育助成局長通知）、「教員の採用等における不正な行為の防止について」（平成20年7月10日付け20文科初第495号、初等中等教育局長通知）、「平成21年度「教員採用等の改善に係る取組事例」の送付について」（平成20年12月24日付け20初教職第22号、教職員課長通知）等を踏まえ、教員としての適格性を有する人材や個性豊かで多様な人材を確保するための選考方法等の改善、採用選考における公平性・透明性の確保を図るための改善等に取り組まれていることと承知しております。

貴教育委員会におかれでは、引き続き、下記の点を十分に留意し、教員採用等の改善を図られるようお願いします。

記

1. 人物重視の採用選考の実施等

(1) 教員の採用選考に当たっては、単に知識の量の多い者や記憶力の良い者のみが合格しやすいものとならないよう配慮し、筆記試験だけではなく、面接試験や実技試験等の成績、社会経験、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動や大学等にお

ける諸活動の実績等を多面的な方法・尺度を用いて総合的かつ適切に評価することにより、より一層人物を重視した採用選考を実施し、真に教員としての適格性を有する人材の確保に努めること。

(2) 豊かな体験や優れた知識・能力を有する多様な人材を確保するため、民間企業等での勤務経験や留学経験のある者、スポーツ・文化や青年海外協力隊等国際協力の分野において特に秀でた技能・実績を有する者等に対する採用選考の実施に努めること。

また、「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日閣議決定) や「科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定) においても、理工系学部や大学院出身者の教員としての活躍を促進することが求められている。これらのことと踏まえ、各学校段階における教育内容等に応じ、理数系の知識・能力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。

なお、その際、受験年齢制限の緩和を図るとともに、特別免許状制度の積極的活用について検討すること。

(3) 人物評価を多面的に行うため、受験者の出身大学や臨時的任用教員、非常勤講師等として勤務する学校の校長、社会活動の実績がある者について当該関係機関から推薦状を受けるなど、受験者の人柄や能力をよく知る者からの推薦を選考の一つの判断材料として活用することに引き続き努めること。

なお、教職経験者の採用選考に当たっては、臨時的任用教員について優先権を与えることがないように十分留意することなど、公平性、公正性、透明性の確保に引き続き努めること。

(4) 人柄や意欲、教員としての実践的指導力を見極めるため、大学等教員養成機関や教育実習校との連携を密にし、教育実習の評価を客観的なものにするなどの条件整備を図りつつ、教育実習校における評価を含めた教育実習の評価を選考の一つの判断資料として活用することに努めること。

2. 専門性等を考慮した採用選考の実施

新学習指導要領の趣旨及び内容等を踏まえ、専門性等を考慮した採用選考の実施に努めること。特に以下の点に留意すること。

(1) 新学習指導要領では、「外国語」について、中学校では授業時数の増加、高等学校では「授業は英語で行うことを基本とする」こと等の充実を図ったところである。

また、「国際共通語としての英語力の向上のための5つの提言と具体的施策」(平成23年6月30日、「外国語能力の向上に関する検討会」)においては、英語を母国語とする外国人教員や留学などの海外経験を積み高度な英語力を持つ日本人英語教員の採用の促進、英語教員の採用に当たり外部検定試験の一定以上のスコア(実

用英語技能検定準1級、TOEFL (iBT) 80点、TOEIC 730点程度以上など）の所持を条件とすること等が求められている。これらのこと踏まえ、英語によるコミュニケーション能力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。

- (2) 平成23年度から小学校新学習指導要領が全面実施され、第5学年及び第6学年で外国語活動が必修化されたことから、小学校の教員の採用選考において外国語活動に係る内容を盛り込むなど、外国語活動に対応した採用選考の実施に努めること。
- (3) 新学習指導要領では、ICTを適切かつ主体的に活用できるようにするための学習活動の充実や情報モラルの習得など各教科等を通じた情報教育の一層の充実を図ったところである。また、「教育の情報化ビジョン」（平成23年4月28日、文部科学省策定）においても、ICTを効果的に活用して、指導方法を発展・改善していくことを求めているとともに、教員の採用選考についても、ICT活用指導力を十分に考慮して行われることが期待されると記述している。これらのこと踏まえ、情報機器やデジタル教材を効果的に活用する指導が実施できるよう、ICT活用指導力を十分に考慮した採用選考の実施に努めること。
- (4) 障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）が成立し、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされたこと等を踏まえ、特別支援学校はもとより、小・中学校等の教員の採用選考においても、特別支援教育の専門性に配慮した採用選考の実施に努めること。

3. 障害者の採用拡大等

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第81号）における衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会の附帯決議等を踏まえ、障害者の採用拡大に向けて、なお一層の取組を進めるよう必要な措置を講じること。特に法定雇用率を下回る教育委員会は、適切な実態把握と他の都道府県等の取組を参考に法定雇用率の改善に努めること。

また、教員の採用選考においては、障害を有する者を対象とした特別選考を行うなど、身体に障害のある者について、単に障害があることのみをもって不合理な取扱いがされることのないよう、選考方法上の工夫等適切な配慮を行うとともに、こうした配慮を実施することやその内容について広く教職を目指す者が了知できるよう広報周知に努めること。

4. 計画的な採用・人事

今後10年間に教員全体の約3分の1が退職する状況に鑑み、教員の年齢構成に配慮

し、中長期的視野から退職者数や児童生徒数の推移等を的確に分析・把握した計画的な教員採用・人事を行うよう努めること。その際、学校種別ごとに採用区分の弾力化、学校種間や他の都道府県等との人事交流の促進などにも配慮するとともに、中長期的な採用見込み者数の見通しなどの情報提供に努めること。

5. 不正防止等

不正防止のチェック体制や透明性の確保を図る観点から、採用試験の管理体制の整備、学力試験問題等の公表及び採用選考基準の公表に努めること。

また、筆記試験の試験問題については、広く教員として求められる資質能力を見極めることが可能な良問を継続的に作成するよう努めること。

6. 選考後の実証的分析

選考後においては、各選考段階について手順や手法等の点検とともに、判定結果と採用後の勤務実績等の関係などの実証的な分析などを行い、その結果をもとに更に改善に努めること。

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）（平成24年8月28日 中央教育審議会）（抄）

III. 当面の改善方策～教育委員会・学校と大学の連携・協働による高度化

2. 教員養成、採用から初任者の段階の改善方策

（採用の在り方）

- 選考方法を一層改善するとともに、30代、40代の積極的採用を推進する。

（2）修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

①教職大学院の拡充

- 教職大学院修了者について、初任者研修の一部又は全部免除、教員採用選考における選考内容の一部免除、採用枠の新設等の取組を進め、教職大学院で学んだことを適切に評価するとともに、教職大学院への進学を促進するため、教員採用選考合格者の名簿登載期間延長等の取組を進め、教職大学院で学びやすい環境を整備する。

（5）教員採用の在り方

- 任命権者においては、教員としての適格性を有し、個性豊かで多様な人材を確保するため、選考方法の改善に努めているが、今後も、優秀で意欲のある人材を教員として確保するため更なる選考方法の改善に努めることが期待される。
- その際、例えば、受験者の身に付けた資質能力を採用側が適切に評価するための手法の開発や、大学での学習状況や教育実習の状況について採用選考の際の評価に反映する方法の検討などが考えられる。また、養成段階で長期インターンシップを経験した学生について、インターンシップ時の評価において、教員としての適性が認められると判断された場合の、採用選考実施方法について研究することも考えられる。さらに、理科について高い指導力を有する小学校教員の確保など、最近の学校現場の課題に対応した選考方法の改善を行うことも考えられる。
- 任命権者においては、採用年齢の上限を撤廃するなどの取組により、あらゆる世代の優秀な人材を確保する工夫を行っているが、特に、年齢構成上少なくなっている30代、40代を積極的に採用する方策について、資質能力を担保しながら、更に進め、教員の年齢構成の改善に努める。
- 地方公務員法の規定に留意しつつ、臨時の任用教員や非常勤講師等の教職経験者の中からも優秀な人材の確保に努める。
- 近年、大都市圏の教育委員会において、優秀な人材を確保するため、教員採用選

考試験の倍率の高い教育委員会と連携したり、複数回選考試験を実施するなどの動きが見られる。優秀な人材を全国レベルで教員として迎え入れるため、採用選考の共同実施、複数回実施を推進することが考えられる。その際、例えば、共同実施する教育委員会や一次試験の実施時期が同一の地域単位で、筆記試験問題の共通化を進めることも考えられる。

5. 多様な人材の登用

- 複雑・多様化する教育課題に対応するためには、教職に関する高度な専門性と実践的指導力を有する教員に加え、様々な社会経験と、特定分野に対する高度な知識・技能を有する多様な人材を教員として迎え、チームで対応していくことが重要である。今後、社会の中の多様なルートから教職を志すことができるための仕組みを検討する必要がある。
- I C Tの活用やグローバル化に対応した教育など、新たな教育課題に対応するには、社会人経験者をはじめ当該分野に関する知見を有する外部人材を幅広く登用することも必要である。特別免許状や特別非常勤講師制度の活用等により、こうした取組を一層推進する。
- 理数系の人材や英語力のある人材等多様な人材が教員を目指せる仕組みを構築するため、例えば、博士課程修了者等高度の専門的知識を有する人材について、履修証明制度等を用いて、教職に関する基礎的素養の修得や、学校現場の体験等により一定の教職専門性を身に付けた上で特別免許状の活用を促進する仕組みの構築や、理科支援員等としての勤務実績の評価など今後更なる検討が求められる。また、中学校、高等学校の理科や数学の教員を志望する学生が増えるよう、情報提供等支援の充実が求められる。その際、特に女子学生に対する支援に留意する。

6. グローバル化への対応

- 特に英語教員志望者に対しては、指導力向上のため海外留学を積極的に推進することが求められる。また、採用に当たっては、こうした海外経験が評価されるよう選考方法の更なる工夫が求められる。

7. 特別支援教育の専門性向上

- 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状(当該障害種又は自立教科の免許状)取得率は約7割であり、特別支援学校における教育の質向上の観点から、取得率の向上が必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意する。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進める。

26初教職第6号
平成26年6月19日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人長 殿

文部科学省初等中等教育局教職員課長
高口努

「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の策定について（通知）

特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るために、授与することができる免許状です。

特別免許状については、全国的に制度の利用が進んでいるとは言えない状況や、近年グローバル化に対応した教育環境づくりが喫緊の課題となっている状況を踏まえ、各都道府県教育委員会に対し「平成24年度教員免許状授与件数等調査及び教員免許制度の適切な運用について（依頼）」（平成25年12月19日25初教職第23号）において、その授与の促進について依頼したところです。

このたび文部科学省では、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、別添のとおり、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を作成しました。

については、都道府県教育委員会においては、本指針を参考にし、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の積極的な授与を行うようお願いします。また、特別免許状の授与申請及び積極的な授与を促進する観点から、年数回の申請受付期間を設け、市区町村教育委員会や学校等に周知を行うなど、申請

手続及び体制についてもお願いします。なお、指針中第4章第3節において、「研究開発学校又は教育課程特例校として文部科学大臣の指定を受けている場合」とありますが、当該指定を受けている場合の申請のみならず、受けることを前提とした申請についても、教育職員検定の審査を進めることは差し支えありません。

また、都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県知事においては域内の市区町村教育委員会及び所管又は所轄の学校に対して、附属学校を置く国立大学長においては管下の附属学校に対して、それぞれ指針を周知いただくようお願いします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

教職員課教員免許企画室 免許係

Tel : 03-5253-4111 (内線 2453)

Fax : 03-6734-3742

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針(概要)

- 特別免許状とは、教員免許状を持つていながら優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るために、都道府県教育委員会が授与する免許状。
- 授与に係る審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている。
- 全国で年間50件程度の授与しかされておらず、制度の利用が進んでいないため、特別免許状の授与の円滑化に向け、文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る指針を示す。

【主な基準】(1、2及び3を満たすこと)

1. 教員としての資質の確認

(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能 (①又は②のいづれかに該当すること)。

- ① 学校(学校教育法第1条に規定する学校)又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験
【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等(企業、外国にある教育施設等におけるもの)
【概ね3年以上】
(例)・企業等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した勤務経験
・外国における教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見(推薦状や志願理由書により確認)

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により学校教育が効果的に実施されたことを確認する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認する。

【その他】

- (1) 各都道府県教育委員会においては、域内の市區町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、申請手続及び周知を行うこと。
- (2) 勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること。
- (3) 基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。
- (4) 特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること(2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする)。

特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針

平成26年6月19日
文部科学省初等中等教育局教職員課

目次

趣旨	1
第1章 教育職員検定において確認すべき事項	2
第2章 教育職員検定において確認すべき具体的な内容	3
第1節 授与候補者の教員としての資質の確認	3
第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能	3
第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見	5
第2節 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認	5
第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認	5
第4節 付加的観点	5
第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等	6
第1節 教育職員検定の具体的な審査方法	6
第2節 特別免許状授与申請手続の整備及び周知	6
第4章 その他	7
第1節 研修計画の立案、実施について	7
第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制について	7
第3節 特別免許状所有者の配置割合について	7
第4節 既に特別免許状を授与された者の任命・雇用について	8
第5節 特別非常勤講師制度等の活用について	8

趣旨

- 特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与することができる免許状である。
- すなわち、教職課程を経ていないながらも、学校の教員として学校教育に貢献することのできる優れた知識経験等を有する者が授与対象者となる。したがって、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定は、外国の教職課程を経ていることを前提とし行う教育職員免許法第18条に基づく教育職員検定とは異なる。
- 都道府県教育委員会によっては、特別免許状に係る審査基準を具体的に定めていない場合や、審査基準を厳格に定めている場合があり、全国的に制度の利用が進んでいるとはいえない状況である。
- これらのこと踏まえ、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、以下において、特別免許状の授与に当たり行う教育職員検定等に関する指針を示す。

第1章 教育職員検定において確認すべき事項

教育職員検定においては、主に次に掲げる3点を確認することが適切である。

- 授与候補者の教員としての資質の確認
- 任命者又は雇用者(雇用者は、学校の設置者に限る。以下同じ。)の推薦による学校教育の効果的実施の確認
- 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

具体的な内容は、第2章第1節から第3節に示すとおりである。なお、教育職員検定においては、これらの観点に加え、第2章第4節に示す付加的観点を選択的に用いることも考えられる。

第2章 教育職員検定において確認すべき具体的な内容

第1節 授与候補者の教員としての資質の確認

授与候補者の教員としての資質については、第1項及び第2項に掲げる観点を中心に検定を行うことが適切である。

第1項 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②に該当することを確認する。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたり概ね計600時間（授業時間を含む勤務時間）以上あること。

イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

ロ 日本国にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

ハ 日本国にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称 WASC）

- ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称 ACSI）

- ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称 CIS）

- ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカラレア事務局（略称 IBO）

- ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

(例)

- ・企業等における英語等による勤務経験
- ・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
- ・外国にある教育施設における勤務経験
- ・大学における助教、助手、講師経験 等

【参考：在留資格について】

授与候補者が日本国籍を有していない場合、我が国において教育活動等を行うためには、在留資格を有していることが必要である。

特別免許状の授与及び在留資格の取得に係る主なケースは以下のとおり。

(1) 外国にある教育施設等において教科に関する専門分野に関する勤務経験等がある者に対し、特別免許状を授与する場合

①外国にある教育施設等において、概ね3年の勤務経験



②教育職員検定を受けるため渡日

【「短期滞在」（15～90日）の在留資格】



③教育職員検定合格、特別免許状の授与



④教員（講師など）として勤務

【「教育」（3月～5年）の在留資格（注1）】

（注1）特別免許状の授与後、そのまま我が国での勤務を開始するためには、地方入国管理官署において「教育」の在留資格への変更が認められる必要がある。

(2) 渡日した後に、特別非常勤講師や外国語指導助手（ALT）等として、学校において教科に関する授業に携わり、その経験に基づき特別免許状を授与する場合

①特別非常勤講師やALT等として学校に勤務するため渡日

【「教育」の在留資格（注2）】



②特別非常勤講師やALT等として、1学期間以上にわたる概ね計600時間の勤務経験



③教育職員検定



④教育職員検定合格、特別免許状の授与



⑤教員（講師など）として勤務

（注2）渡日前に在留資格認定証明書の交付を受けていることが必要（当該申請を行うに際しては、申請人の活動内容等を明らかにする資料として、雇用者等が発行する勤務内容が記された書類等の提出が必要※）。そのためには、学歴要件や報酬要件を満たしていることに加え、ALTとして勤務する場合は、当該外国語により12年以上の教育を受けていること、外国語以外の科目の指導助手として勤務する場合は、教育機関において当該科目の教育について5年以上従事した実務経験を有していることが必要。

※その他の提出資料の詳細については法務省HPを参照。

http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/shin_zairyu_nintei10_10.html

第2項 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見は、次の①及び②の方法により確認する。

- ① 授与候補者が提出した推薦状（第2節の推薦状とは別に2通以上。勤務予定校以外の日本の学校における学校活動実績がある場合には、当該校の設置法人の役員や校長等管理職による推薦状を必ず含む。）の内容評価
- ② 本人の申請（志願）理由書

第2節 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による授与候補者の推薦状において、授与候補者を配置することにより学校教育が効果的に実施されることを確認することが適切である。

その際、次の①、②及び③の観点により確認することが考えられる。

- ① 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容
- ② 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
- ③ 第4章第1節～第3節に関する対応状況

第3節 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

授与候補者の教員としての資質について、第三者の評価を通じて確認することが必要である。

授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認は、教育職員免許法第5条第5項に定める学識経験を有する者による面接により行うことが適切である。

第4節 付加的観点

第1節に定める要件を十分に満たさない場合についても、各都道府県教育委員会の判断により、次に掲げる観点のいずれかなどを考慮し、特別免許状の授与を行うことも妥当であると考えられる。

- (例) ① 外国の教員資格の保有
- ② 修士号、博士号等の学位の保有
- ③ 各種競技会等における成績
- ④ 大学における教職科目的履修
- ⑤ 模擬授業の実施による評価

第3章 教育職員検定の具体的な審査方法等

第1節 教育職員検定の具体的な審査方法

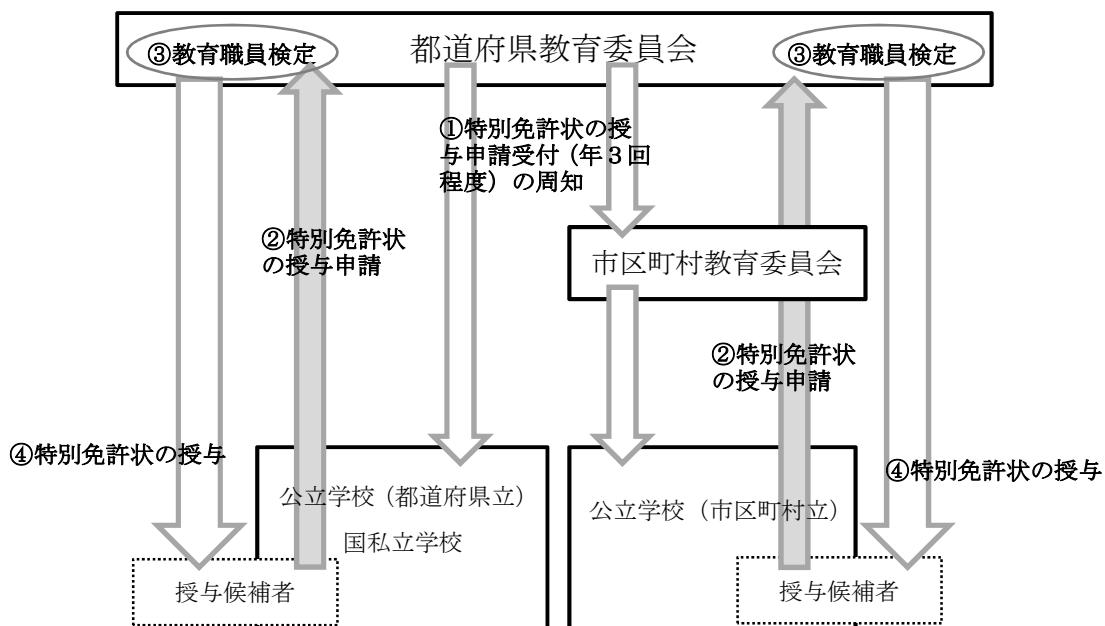
第2章（第3節を除く）に挙げた事項の確認に当たっては、まず、教育委員会における書類審査を行うことが適当である。

その上で、教育委員会が書類審査上合格可能と考える者のみを対象とし、審査結果の概要を学識経験を有する者に伝達の上、当該概要と合致する人物であるかを確認することを目的に、第2章第3節の授与候補者に対する学識経験を有する者による面接を実施し、その評価を聴取の上、教育職員検定の合格を決定することが妥当である。

第2節 特別免許状授与申請手続の整備及び周知

各都道府県教育委員会においては、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、特別免許状の授与を希望する市区町村教育委員会や学校等の要望を酌み取り、適切に手続が行われるよう、申請手続の整備及び周知を行うことが適切である。

※ 特別免許状授与申請手続の流れ（例）



第4章 その他

特別免許状所有者を任命・雇用する際には、第1節から第5節について十分留意の上、任命・雇用することが望ましい。

第1節 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。

このため、勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で特別免許状所有者の研修計画を立案し、実施すること。

なお、特別免許状所有者は、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。特別免許状所有者が、これらについても担当する場合には、上記研修の中で、これらの内容についても扱うこと。

第2節 学習指導要領等の共通理解のための体制について

担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

第3節 特別免許状所有者の配置割合について

特別免許状所有者を指導・支援しながら、学校全体として適切に教育活動を進めることのできる環境を確保するため、特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数（小中一貫や中高一貫の教育課程を編成している場合には、当該課程を担当する全教員数。以下同じ。）の5割以内とすること。このうち、下記※に該当しない特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の2割以内とすること。

なお、主として外国語によって教育を行う場合など教育方針や教育の実施上の特別な理由により上記の特別免許状所有者の配置割合では対応が困難であって、かつ、研究開発学校又は教育課程特例校として文部科学大臣の指定を受けている場合には、この限りではない。

※ 特別免許状の授与を受けた後3年以上の学校勤務経験（当該校に限らない）があり、普通免許状所有者と同等に教育活動及び校務を担当することができると認められる者

第4節 既に特別免許状を授与された者の任命・雇用について

既に特別免許状を授与された者を任命・雇用する場合には、前任校における勤務実績及び評価について確認をすること。

第5節 特別非常勤講師制度等の活用について

特別免許状は、普通免許状と同様に教諭として学校教育活動を行うことが想定される者に対して授与されるものである。一方、教科の領域の一部のみを担当させる場合には、特別非常勤講師の届出により対応することが可能である（この場合、当該教科の免許状を所有し、当該教科を主として担当する教員が当該校に配属されていることが必要）。また、ゲストティーチャーや、当該教科を主として担当する教員とのチーム・ティーチングなど、免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

なお、各学校の判断により、土曜日の教育活動として、教育課程外の活動を自主的に実施する場合にも、特別免許状の授与や特別非常勤講師の届出は不要である。

教育委員会及び学校においては、個々のケースに応じ最適な制度を活用し、臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を安易に行うことなく、普通免許状所有者と共に地域の人材や知識経験等を有する社会人等を学校に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図っていくこと。

26初教職第4号
平成26年5月21日

各都道府県・指定都市教育委員会
教職員人事主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教職員課長
高 口 努

(印影印刷)

障害者の採用拡大等について（通知）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき、各都道府県等の教育委員会においては、障害者雇用の促進に取り組まれているところですが、平成25年度においては、都道府県教育委員会の障害者雇用に一定の改善が見られたことから厚生労働大臣による適正実施勧告の実施はありませんでした。

一方、依然として法定雇用率(2.2%)を満たしていない都道府県等の教育委員会もあることから、平成26年3月26日付けで厚生労働省職業安定局長より法定雇用率を満たしていない都道府県教育委員会に対して、法定雇用率達成への要請が行われたところです。

については、各教育委員会においては、引き続き、教員の採用選考時に、障害のある者を対象とした特別選考を行うなど、受験者が単に障害があることのみを持って不合理な取扱いがされることのないよう、選考方法上の工夫等適切な配慮を行うとともに、法定雇用率が未達成の教育委員会においては、その達成に努めるようお願いします。

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局

教職員課研修支援係

担当：平尾

電話：03-5253-4111(内線2987)

平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会答申
「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」(抄)

4. 改革の具体的な方向性

(2) 教員採用に関する改革の具体的な方向性

- ◆ 国及び各都道府県の教育委員会等は、後述する教員育成協議会(仮称)における協議等を踏まえ、採用前の円滑な入職や最低限の実践力獲得のための取組を普及・推進する。
- ◆ 国は、教員採用試験の共通問題の作成について、各都道府県の採用選考の内容分析やニーズの把握等、必要な検討に着手する。
- ◆ 国は、後述のように特別免許状授与の手続の改善を図るなど活用を促進する。
- ◆ 国は、特別免許状以外にも、教員免許を有しない有為な外部人材を教員として確保するための方策について検討する。

教員採用に関しては、後述の教員育成指標を踏まえつつ求める教員像を明確にした上で、男女共同参画等の動きを踏まえつつ、引き続き人物重視の採用を進めていくことが必要である。さらに、学校における教育課題が多様化する中、多様な専門性を持つ教員を採用していくことが重要であり、特別免許状の活用等による学校外の人材の採用を推進する必要がある。

また、採用の際のミスマッチの防止や新規採用者の円滑な教職の開始のため、入職の前後における研修や学校現場体験の機会を設けることも重要であるとともに、年齢構成の不均衡を是正するための方策を検討することも必要である。

さらに、一般に教員の採用時期が国家公務員等の採用時期と比べても遅く、優秀な人材を確保する際の課題となっているとの指摘もある。就職・採用活動時期の変更の趣旨や教育実習の実施時期なども踏まえつつ、改善のための検討を進めるべきである。

①円滑な入職のための取組の推進

採用の際のミスマッチを防止するとともに、新規採用の教員が円滑に教職を開始できるようにする取組などが重要である。このような観点からも、後述のように教職課程において学校現場に参画する学校ボランティア等の活動は効果的である。また、一部の教育委員会では、新規採用の教員の円滑な入職や学校における必要最低限の実践力獲得のため、教員志望の学生を対象にいわゆる「教師養成塾」等を実施したり、採用前の時期に採用予定の学生を対象に、配置予定校において校務の体験や教員から説明を受ける機会を設けたりする取組を行っている。

これらの取組は、ミスマッチの解消のみならず教職に必要な最低限の実践力を身に付けさせることにも有効であると考えられることから、より一層の普及・推進が期待

される。

②教員採用試験における共通問題の作成に関する検討

教員採用に係る課題を踏まえ、まずは、各都道府県等における教員採用の際の試験問題作成上の負担軽減や、新たな教育課題を踏まえた適切な試験の実施等の観点から、各都道府県等の採用選考の内容分析やニーズの把握等、必要な検討に着手すべきである。

独立行政法人教員研修センターが、教員の資質能力の向上に関する調査研究を行うようになることを考慮すれば、こうした調査研究が教員採用試験の共通問題の作成し検討する際にも大いに役立つと考えられることから、当該法人が積極的に関わるべきである。

③特別免許状制度の活用等による多様な人材の確保

複雑化・多様化する教育課題に対応するためには、これらの教育課題に対応できる高度な専門性を持った多様な人材を確保し、教育の質の向上を図ることが重要である。

このためには、特別免許状制度や特別非常勤講師制度の活用が有効である。特に、特別免許状については、制度創設以来、特別免許状の授与基準や手続上の課題があり活用が不十分であった。このため、平成26年6月に各都道府県教育委員会に授与基準の弾力化を進めるよう依頼し、各都道府県において授与基準の弾力化を図る取組が進んでいる。

今後、後述のように、特別免許状授与の手続の改善を図るなどして特別免許状の活用を促進する必要がある。((6)③)

なお、後述の教員育成指標との関わりで、特別免許状によって採用された者の、高度専門職業人としての教員として必要な能力や専門性が十分担保されるよう、選考や研修等で適切に対応することも必要である。

これまでの議論の中心は、教員を育てるという視点からであったが、加えて、有為な人材を教壇に確保するという視点も必要となっている。有為な人材には、はじめから教員を志して教員免許状を取得した人材のほかに、各種業界で活躍する中で途中から教員を志す人材も考えられる。

複雑化・多様化する教育課題への対応のためには、各種業界で活躍する人材にも教員として活躍してもらえるような環境づくりを行うことが重要である。これまでには、教員免許を有しない外部人材を教員として雇用する場合、特別免許状制度を活用した取組が行われてきたが、今後、更に高度な専門性をもって他業種で活躍する人材を教壇にリクルートするという仕組みについても、後述する教員養成・採用・研修の一体的改革のための教員育成指標等を踏まえつつ、教員免許制度の全体的な改革の中で併せて検討する必要がある。

(6)教員免許制度に関する改革の具体的な方向性

④特別支援学校教諭等免許状の所持率向上

特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校等の免許状に加えて、特別支援学校教諭免許状を所持しなければならないが、相当免許状主義の例外として、教育職員免許法附則第16項において、当分の間特別支援学校教諭免許状を所持しなくても特別支援学校の教員となることができる」とされている。

そのため、特別支援学校の教員の特別支援学校教諭等免許状の所持率は、72.7%にとどまっている。しかし、特別支援学校の教員は子供一人一人の障害に応じた適切な指導が求められるほか、障害の多様化や重度・重複化への対応、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮する必要性等から、これまで以上に特別支援学校の教員としての専門性が求められている。

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためにには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。

また、小中学校の特別支援学級や通級による指導の担当教員は、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていないが、特別支援学級等での指導のみにとどまらず、小中学校における特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。

そのため、小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

(7)教員の資質能力の高度化に関する改革の具体的な方向性

①拡充期を迎えた教職大学院の在り方

教職大学院の設置拡充に伴い、新任教員の採用に当たり、大学院修了者向けの採用試験の実施、名簿登載期間の延長や初任者研修の免除などによりインセンティブを付与することや、現職教員については、教職大学院における履修の促進方策の検討に加え、教職大学院の学びを教職生活全体のキャリアの中に明確に位置付けることも重要である。また、拡充期を迎えた教職大学院では、「チーム学校」を形成する教員としての力量を育成できるカリキュラムの充実に努めるとともに、教育委員会の行う教員研修の中核的パートナーとして役割を果たすことが求められている。このためにも、教職大学院でのこれまでの成果や学びの有効性・メリットなどについての対外的な広報を強化するとともに、更なる教育委員会との連携・協働により、学校現場での実践に即した教育内容への改善・充実を図ることで、入学のための動機付けやニーズを高めることも可能となる。

③教員養成系以外の修士課程等における教員養成機能の充実

教員養成の高度化を図っていくためには、国公私立大学の教員養成系以外の大院における教員養成の取組について、「教員育成協議会」(仮称)に参画するなど一層の充実も必要であり、これらの教職課程においては、アクティブ・ラーニングの視点を踏まえた実践的指導力を保証する取組を進めつつ教科等の一定の分野について学問的な幅広い知識や深い理解を強みとする教員の養成を行うことが求められる。

このため例えば、教職大学院等との連携を図ることにより、教科の指導法等の「教職に関する科目」や「教科の内容及び構成」に関する科目など教員養成に資する実践的な科目を開設するなどの取組を進めていくことが考えられ、過去の中央教育審議会答申における提言を踏まえつつ、今後、引き続きこの問題について検討していく。

また任命権者においては、これらの教職課程を経て専修免許状を取得した者についても、教員採用や人事上の配置・昇進、処遇への反映を行うなど、教員養成の高度化を促進する観点からインセンティブとなる取組を進めていくことが期待される。

さらに、学校に対するニーズの複雑化・多様化や社会全体の高学歴化に対応して、より高い専門性を持った人材の確保も重要であることから、博士号取得者が実践的な指導力を身に付け専門的な知識との統合を図ることにより、教職を目指しやすくなるための仕組みも期待される。